

2020 年度第 8 回大東文化大学大学院評議会議事録要旨

日 時：日時を設定しない

場 所：会議の場所を設定しない

本会議は前回までと同様に、新型コロナウイルス感染予防措置として委員間の対面を避けるため、電子媒体（オンデマンド式授業支援システム manaba）を用い、システム内に格納した会議資料、議事を説明する要旨及び前回議事録を委員各自が確認し、議案及び前回議事録に係る承認の如何の回答、意見の陳述について同システムを通じて行う方式を採った。なお、議案承認如何の回答、意見陳述の期日・刻限は、当初設定していた会議日翌日の 2021 年 1 月 25 日（月）14：00 とした。

構成員：32 名（3分の2：22 名 過半数：17 名）

出席者：26 名（定足数充足）

欠席者：6 名

議 長：内藤二郎 学長

報告事項 1. 2021 年度春季入学試験出願状況について

議長より、資料に基づき、1 月 15 日（金）～1 月 21 日（木）の間に受付けた 2020 年度春季入試の出願状況について、前期課程は 64 名の志願者があり、その内 54 名が留学生であった、後期課程は 4 名の志願者があり、その内 3 名が留学生であった、志願者数の合計は 68 名であった、2021 年度春季入試の概況を俯瞰すると、顕著な点として、①2019、2020 年度にそれぞれ 72 名、76 名と 70 名を超えていた志願者総計が 2021 年度は 68 名に留まったが、昨年度比 89.4%と大幅な落ち込みにはならなかったと看取されること、②志願者のうち留学生の占める割合は 83.8%であり、昨年度の 82.3%とほぼ同水準を維持していること、③他方で、博士後期課程の志願者数は 4 名（内留学生 3 名）と 2012 年度からの 10 年間の平均 10 名の半数を下回る低い水準になったことが挙げられるとの報告が為された。加えて、入学試験は 2 月 12（金）、13 日（土）の両日に実施される旨連絡が為された。

報告事項 2. 大学院学位論文の審査・対応について

議長より、資料に基づき、大学院学位論文の審査・対応に際し、盗用・剽窃について厳正に審査し慎重に判定する旨要請が為された。

報告事項 3. 2021 年度大学院公開説明会日程（案）について

議長より、資料に基づき、2021 年度大学院公開説明会日程（案）について説明があり、秋季入試を対象とするものとしては 2021 年 7 月 10 日（土）、春季入試は同年 12 月 4 日（土）を予定していることの報告が為された。

報告事項 4. 2020 年度大学院修了時アンケートの実施について

議長より、資料に基づき、2020 年度修了時アンケートについて、①紙ベースでの調査から Web ベースに変更する方針であること、②実施期間は 3 月 5 日（金）～3 月 31 日（水）、3 月 5 日（金）修了発表時に大学院事務室から URL を周知すること、③アンケートの設問は 2 月に全学 FD 委員会委員より各研究科委員会に報告を行うことの各点について説明が為された。

報告事項 5. アジア地域研究科委員長のアジア地域研究専攻主任兼務について

議長より、アジア地域研究専攻主任の退職に伴い、アジア地域研究科委員長が専攻主任を兼務すること及び同アジア地域研究専攻主任に依頼していた7月20日開催第4回大学院評議会議事録署名人を同委員長に変更することの報告が為された。

報告事項6. その他

その他に該当する報告事項なし。

報告承認事項1. 大東文化大学基本方針内部質保証の改正（案）について

議長より、資料に基づき、理念・目的および3つのポリシーに基づき、教育・研究活動及び学生の学修成果向上実現のため継続的に大学教育の質の保証・向上を図ることを目的に、組織レベル、教職員個人レベルにおける恒常的質保証、内部質保証推進の中心となる組織体制、改善・向上に向けた意思決定プロセスを定めた基本方針の改正について、本件は、学部教授会及び大学評議会の審議及び議決をもって研究科委員会及び大学院評議会の審議及び議決に替えることができる事項であり、1月18日（月）開催の学部長会議、大学評議会で承認済みである旨報告が為され、これが了承された。

報告承認事項2. 大東文化学園内部質保証規程の廃止（案）並びに大東文化大学内部質保証規程及び大東文化大学外部評価委員会規程の制定（案）について

議長より、資料に基づき、これまで内部質保証を定める規程は大学と附設校併せた学園全体の規程しかなかったが、校種により自己点検・評価の方法や外部評価の方法が異なるため、校種別に内部質保証委員会を設けること、大学においては内部質保証委員会に大学自己点検・評価委員会を置き、大学内の学部・研究科その他の組織に部局別自己点検・評価委員会を置く、加えて、大学について内部質保証の客観性を担保するための第三者評価機関として外部評価委員会を置くために大東文化学園内部質保証規程を廃止し、大東文化大学内部質保証規程及び大東文化大学外部評価委員会規程を制定する、本件は、学部教授会及び大学評議会の審議及び議決をもって研究科委員会及び大学院評議会の審議及び議決に替えることができる事項であり、1月18日（月）開催の学部長会議、大学評議会で承認済みである旨報告が為され、これが了承された。

報告承認事項3. 大東文化大学特別修学支援金給付規程の改正（案）について

議長より、資料に基づき、2020年10月26日（月）開催の第5回研究科委員長会議並びに大学院評議会において、新型コロナウイルス感染症による諸事情を勘案し、大東文化大学特別修学支援金給付規程の2020年単年度に限り、給付人数を学部および大学院を合わせて毎年度20名以内を40名以内とする改正が諮られ承認したが、今回更に2021年度（2021年4月1日）から施行する、給付人数を学部および大学院を合わせて毎年度30名以内とする規程改正を行う、本件は、学部教授会及び大学評議会の審議及び議決をもって、研究科委員会及び大学院評議会の審議及び議決に替えることができる事項であり、1月18日（月）開催の学部長会議、大学評議会で承認済みである旨報告が為され、これが了承された。

報告承認事項4. その他

その他に該当する報告承認事項なし。

議案 1. 大東文化大学授業料減免規程施行細則の改正（案）について

議長より、資料に基づき、2020 年度第 5 回研究科委員長会議及び大学院評議会にて、国の「高等教育の修学支援制度」の対象にならない大学院生を対象とする減免措置を講じるため大東文化大学授業料減免規程を改正したが、更に減免の要件緩和を目的に施行細則の改正を行う、具体的に、収入を得る主体の要件を「生計を一にする世帯全員」から「父母または父母に代わり家計を支える者」と枠を狭めることで減免対象の幅を広げる改正案である、本施行細則改正（案）について先に各研究科委員会にて審議を要請したが異議の提示はなかった旨報告され、本日 1 月 25 日（月）開催の研究科委員会及び大学院評議会にて諮るとの説明が為された。

委員の一人から、改正案中の文言である「父母または父母に代わり」は家計を支える主体は父母であることを前提としており偏見と捉えられるため不要である、「家計を支える者の収入」のみとするのが妥当である旨の意見が開陳された。

もともとの大東文化大学授業料減免規程施行細則の改正（案）についての承認者が多数の為、大学院評議会はこれを承認した。

議案 2. その他

その他に該当する議案なし。

以 上